



狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生・まん延を防ぐため、生後91日以上
の犬には登録と毎年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

狂犬病について

日本では長い間狂犬病の発生がなかったため、その恐ろしさは薄れがちですが、狂犬病は、人を含め全ての哺乳類に感染の可能性があります、一旦発症するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気で、毎年世界で5万人以上の方が狂犬病によって死亡しています。

犬が人をかむ事故は京都府で年100件発生しています。「マンションで屋外に出さないから」、「うちの子は賢くておとなしいから」と思っている、何かの拍子にかみついたり、甘がみなどでトラブルになることがあります。

人をかんでから後悔しないためにも、毎年、狂犬病予防注射はきちんと受けさせましょう。

なお、飼い犬が人をかんだら最寄りの保健所に届け出てください。

狂犬病予防注射について

狂犬病予防注射は年一回接種することが法律で義務付けられていますので必ず接種させましょう。狂犬病予防注射は、動物病院や集合注射会場で受けられます。また、接種したことを証明する注射済票は、きちんと犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録について

犬の登録は、人間の住民票に当たります。犬名、犬種、飼い主の情報などをお住まいの市町村に登録します。

登録の証として「鑑札」が交付されますので、犬の首輪に装着しましょう。

こんな場合はお住まいの市町村に届出が必要です

引越しをしたとき・犬が死亡したとき

マイクロチップの装着・情報登録手続き

飼い主は飼い犬にマイクロチップを装着させることが努力義務となっています。装着した際には、環境省（指定登録機関）にマイクロチップ情報を登録しましょう。

新たに犬や猫を購入された場合は、マイクロチップ情報の変更手続き（所有者をペットショップから飼い主へ）が必要です。加えて、市町村への手続きも必要です（京都市を除く）。また、狂犬病予防法の特例制度に参加している市町村へ引越しをした場合は、鑑札の返納が必要となります。



マイクロチップ情報の登録・変更手続きはこちらから確認ください。

注射済票



京都府

鑑札



京都府

マイクロチップって？

◆マイクロチップとは、直径2mm、長さ8～12mm程度の円筒形の電子標識器具で、獣医さんが専用の道具を使って犬の背中（首のあたりの皮下）に埋め込んで使用します。

◆15桁の数字が記録されていて、専用のリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明します。